

**新型インフルエンザ発生時の
廃棄物処理事業継続計画
作成例**

<産業廃棄物処分業者用>

〇〇年〇月

(△△年△月改定 第 版)

〇〇株式会社

内容

1.	基本方針	1
2.	計画の前提条件	2
(1)	被害想定 of 根拠	2
(2)	新型インフルエンザの発生段階	3
(3)	本計画における被害想定	4
3.	事業継続計画の体系	5
4.	体制の整備	6
(1)	危機管理体制	6
(2)	情報管理体制	8
5.	感染防止策	13
(1)	基本的事項	13
(2)	感染リスクの評価	14
(3)	具体的な感染防止策	16
6.	事業継続に重要な要素の確保	18
(1)	人員の確保	188
(2)	物資の確保	19
(3)	資金の確保	20
7.	重要な要素が不足した場合の対策	22
(1)	人員が不足した場合の対策（人員の調整）	22
(2)	物資が不足した場合の対策	23
(3)	重要業務の特定（業務の優先順位の決定）	24
(4)	資金が不足した場合の対策	27
8.	新型インフルエンザ発生後の対応	27
9.	教育・訓練	28
10.	点検・是正	29

1. 基本方針

<基本方針>

- ・ 廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから、当社では、新型インフルエンザ流行時においてもその事業を着実に継続する。
- ・ 従業員及びその家族の生命と健康の維持を図るとともに、事業の継続のための必要な措置について定める。

《計画策定のポイント》

廃棄物処理事業は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから、可能な限り、事業継続を前提とした計画であることを基本方針として明示する。

2. 計画の前提条件

(1) 被害想定の根拠

本計画は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 が定める 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン で示す被害想定（以下のとおり）に基づくこととする。

<被害想定の根拠>

<u>発症者数</u>		<u>約 3,200 万人（全人口の 25%）</u>
<u>受診患者数</u>		<u>約 1,300～約 2,500 万</u>
<u>入院患者数</u>	<u>中等度の場合</u>	<u>～約 53 万人</u>
	<u>重度の場合</u>	<u>～約 200 万人</u>
<u>死亡数</u>	<u>中等度の場合</u>	<u>～約 17 万人</u>
	<u>重度の場合</u>	<u>～約 64 万人</u>
<u>欠勤率</u>		<u>～40%</u>
<u>欠勤期間</u>		<u>10 日間程度</u>
<u>流行の波</u>		<u>2 ヶ月程度</u>

《計画策定のポイント》

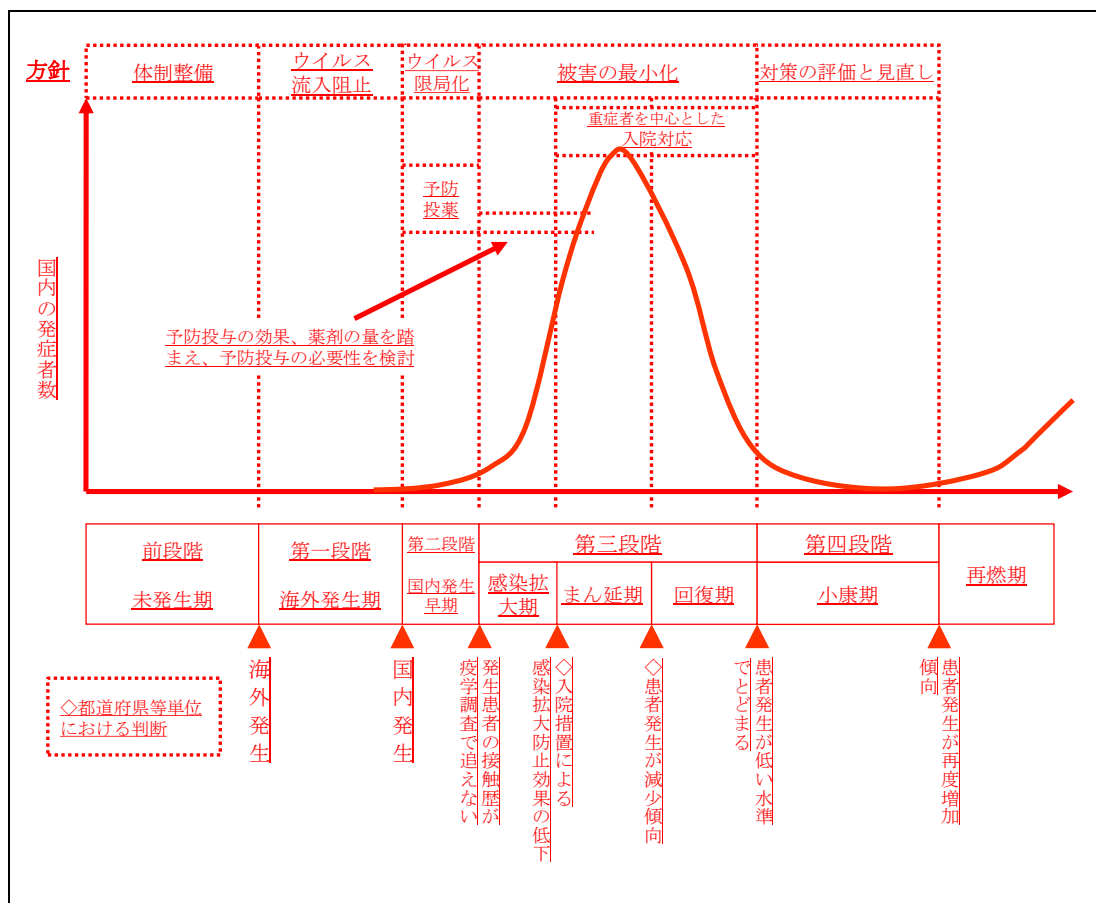
国が定める行動計画やガイドライン、所在する都道府県や市町村の計画で示された被害想定に関する数値を枠内に転記する。

(2) 新型インフルエンザの発生段階

本計画は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 が定める 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン で示す新型インフルエンザの発生段階に応じたものとする。

＜新型インフルエンザの発生段階＞

発生段階		状態
前段階	未発生期	新型インフルエンザは発生していない状態
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



《計画策定のポイント》

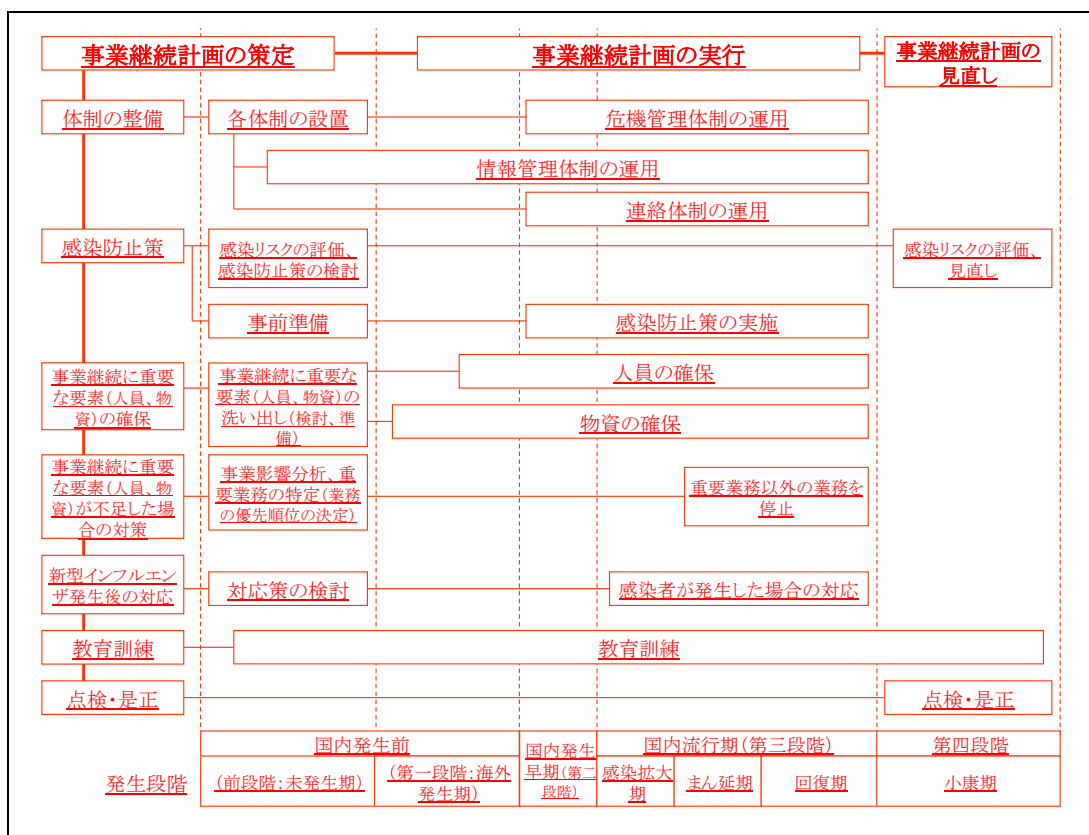
国が定める行動計画やガイドライン、所在する都道府県や市町村の計画等における新型インフルエンザの発生段階に関する表や図を枠内に転記する。

(3) 本計画における被害想定

以上を踏まえ、新型インフルエンザの発生から終息までの約2ヶ月の間に最大で従業員の40%程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定し、計画を策定する。

3. 事業継続計画の体系

事業継続計画は、以下の体系に基づいて構築する。



《計画策定のポイント》

- ・ 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」で示す体系（上図）に基づいて、計画を策定する。
- ・ 上記の体系に追加や修正を加えた形で事業継続計画を立てる場合は、枠内に図または文章で本計画の体系を記入する。

4. 体制の整備

(1) 危機管理体制

1) 新型インフルエンザ発生時（緊急時）

新型インフルエンザの発生時（緊急時）には、以下の危機管理のための組織（以下、「危機管理組織」という。）を設置し、対応する。

<危機管理組織の構成>

組織の構成者	氏名及び役職	役割
① 責任者	〇〇社長 [△△副社長]	意思決定
② サブリーダー	△△副社長 [◇◇専務取締役] ◇◇専務取締役 [□□部長]	
③ メンバー	□□部長 [▽▽副部長] □□部長 [▽▽副部長]	

※ [] 内は代行者を示す。

<危機管理組織の設置期間>

- ・ 緊急時の危機管理組織の設置期間は、第一段階（海外発生期）から新型インフルエンザの第四段階（小康期）までとする。

《計画策定のポイント》

危機管理組織は、事業の継続や縮小、中止など、経営上の重要な判断が求められることから、当該判断を行うことができる責任者が関与した組織とするほか、以下に留意する必要がある。

検討事項（例）

- ・ 事業継続のための組織体制を構築し、各々の役割及び指揮命令系統を明確にしておく。
- ・ 緊急時の意思決定方法を確立する。
- ・ 経営責任者が率先し、各部門の責任者を交えて事業継続計画の立案等を行う。

2) 平常時

平常時における新型インフルエンザ対策の検討や事前準備については、以下の体制により対応する。

<平常時の危機管理体制>

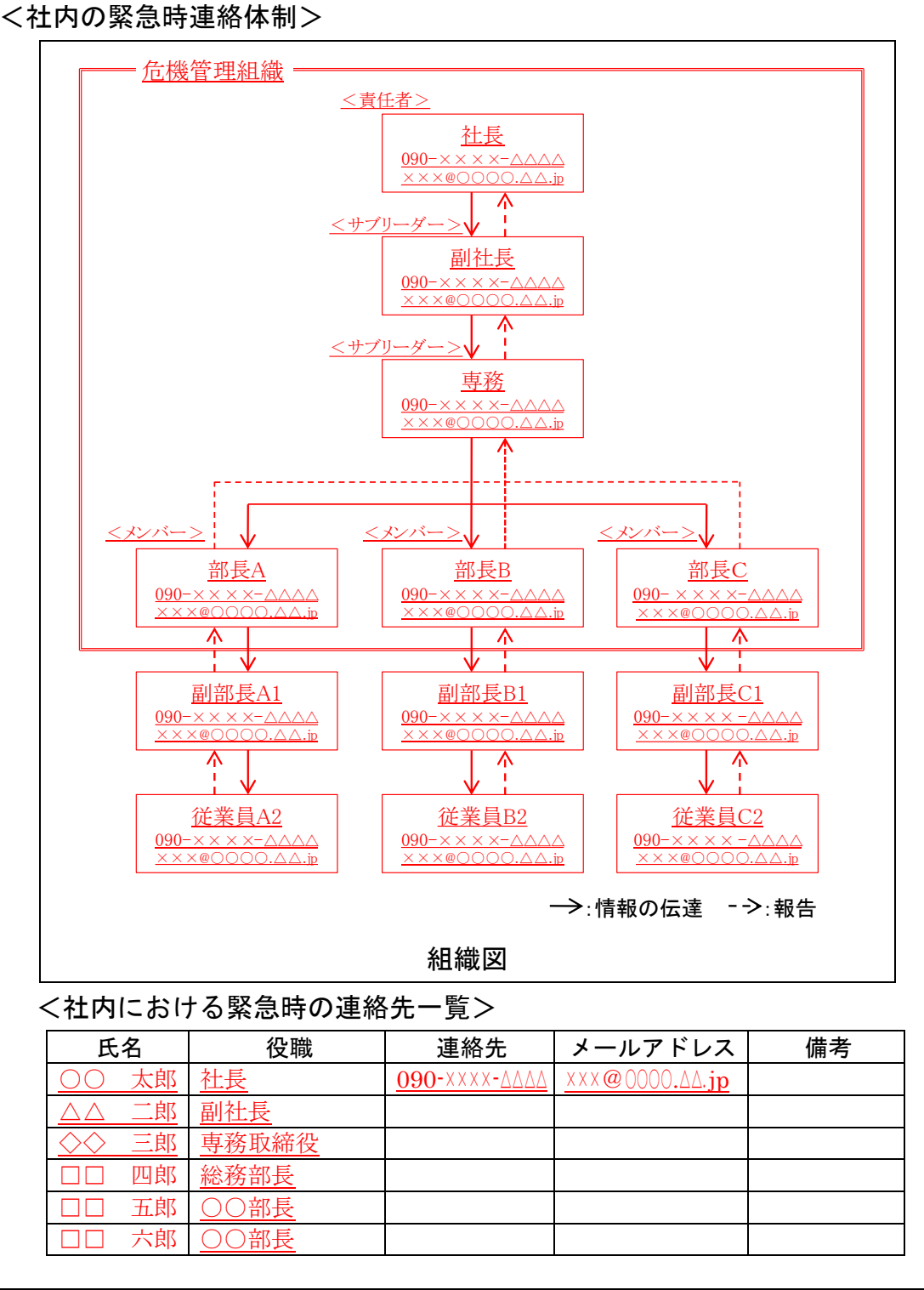
組織の構成者	氏名及び役職	役割
① 責任者	<u>〇〇取締役</u>	
② サブリーダー	<u>〇〇部長</u>	
③ メンバー	<u>△△部長</u>	<u>処分業務担当</u>
	<u>△△部長</u>	<u>住民対応担当</u>
	<u>△△部長</u>	<u>労務支援担当</u>
	<u>△△部長</u>	<u>情報収集担当</u>
④ 事務局	<u>〇〇部</u>	

(2) 情報管理体制

1) 緊急時の連絡体制

① 社内

以下に示す緊急時の連絡体制を構築する。



- ・危機管理組織での決定事項、その他緊急時の連絡事項については、上図の体制により従業員に連絡を行う。
- ・従業員やその家族が新型インフルエンザに罹患した場合は、その状況を部門長に報告し、部門長が危機管理組織に従業員の罹患等の状況を報告する。

《計画策定のポイント》

従業員への連絡体制に加えて、従業員からの新型インフルエンザへの罹患等の情報を収集する体制についても明確にしておくことが必要である。

② 取引事業者※

a. 排出事業者

委託契約を締結している排出事業者のうち、緊急時に連絡が必要なところは以下のとおりである。

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
<u>A 社</u>	<u>〇〇市…</u>	<u>0xx-xxxx-△△△△</u>	<u>xxx@0000.△△.jp</u>

※ 取引事業者とは、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等、当該廃棄物が排出されてから最終処分されるまでの過程で関係するすべての事業者が取引事業者該当する。さらに、廃棄物処理を行うのに必要な物資の製造・販売業者も取引事業者該当する。(以下、同じ)

b. その他の取引事業者

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
<u>B 処理企業(株)</u>	<u>〇〇市…</u>	<u>0xx-xxxx-△△△△</u>	<u>xxx@0000.△△.jp</u>
<u>C 環境(株)</u>			
<u>(株)D 運搬</u>			

③ その他

組織名	住所	連絡先
〇〇県（市）環境部	〇〇市…	0XX-XXXX-△△△△
〇〇県産業廃棄物協会		
〇〇保健所		
〇〇発熱相談センター		
◇◇病院		
〇〇県産業保健推進センター		
△△クリニック		
〇〇警察署		
〇〇消防署		

《計画策定のポイント》

- ・ 都道府県や都道府県産業廃棄物協会とは情報の共有にとどまらず、協議等の上で、協力・連携体制を構築することが望ましい。さらに、他の処理業者とも連携体制を構築し、事業継続が困難となった場合の廃棄物の処理について相互で協力し合える体制を構築することが望まれる。
- ・ 「②取引事業者」や「③その他」から収集する情報、伝達する情報について、あらかじめ定めておくことが望ましい。
- ・ 「②取引事業者」の「a.排出事業者」欄には、常時、継続的に取引を行っているところ、取引量が多いところ等、緊急時に連絡が必要なところを記入する。
- ・ 「②取引事業者」の「b.その他の取引事業者」欄には、収集運搬業者、中間処理した廃棄物の持込先である最終処分業者（最終処分業者の場合は廃棄物の搬入元である中間処理業者）に加え、相互協力の関係にある他の処分業者を記入する。
- ・ 取引事業者のうち、物資の製造・販売業者は、「6. 事業継続に重要な要素の確保」の「(2) 物資の確保」で整理する。
- ・ 「③その他」は、都道府県や市町村の新型インフルエンザに関する情報を参考に選定を行う。

2) 情報収集体制

① 体制

新型インフルエンザについて、以下の情報収集体制を構築する。

<情報収集体制>

- ・ 情報収集は、〇〇部が担当する。
- ・ 情報収集は、新型インフルエンザの発生前より定期的に実施し、新型インフルエンザの海外発生後には情報収集体制を強化する。
- ・ 収集した情報は、社内（新型インフルエンザ発生後は危機管理組織）及び取引事業者などに速やかに伝達する。
- ・ 緊急性を要する情報については、「(2) 1) 緊急連絡網」を用いて、従業員に速やかに伝達する。

② 収集を行う情報及び入手先

- ・ 情報の収集先及び入手する情報は以下のとおりとする。

情報の入手先	入手する情報	情報収集時期
環境省	・ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策に関する事項	平常時、海外発生期以降
厚生労働省 国立感染症研究所	・ 新型インフルエンザが発生している地域、感染拡大の状況 ・ 新型インフルエンザの概要（病原性、治療方法、感染力等）	海外発生期以降
都道府県 (都道府県名：_____) 市町村 (市町村名：_____)	・ 上記の欄の2項目 ・ 地域における新型インフルエンザの医療対応・社会対応に関する情報（医療体制、都道府県や市町村の保健部局による取組内容等） ・ 廃棄物処理における新型インフルエンザ対策、新型インフルエンザ発生後の地域における廃棄物処理の状況	海外発生期以降
地域のライフライン事業	・ 電力、石油、水道等、廃棄物処理に必要なライフラインの稼働状況	海外発生期以降
都道府県産業廃棄物協会 (協会名：_____)	・ その他、廃棄物処理関連事項	平常時、海外発生期以降
	・	
	・	

《計画策定のポイント》

- ・ 上記以外の情報収集を行う場合は、入手する情報、情報の入手先、情報収集時期を余白に記入する。
- ・ 新型インフルエンザ発生後の情報収集以外に、平常時における情報収集についても盛り込むことが望ましい。
- ・ 新型インフルエンザに関する参考情報（ライフライン関連情報、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続に関する情報等）については、巻末の「参考 新型インフルエンザに関する参考情報」を参照。

5. 感染防止策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ発生時には、以下の感染防止策を講じることを基本とする。

感染防止策	方法
対人距離の保持	・ 感染者の2メートル以内に近づかない。 ・ 不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。 ・ 業務において、極力、対人距離を保持できるよう工夫する。 ・ ・
手洗い	・ 出先からの帰社後（外出からの帰宅後）、不特定多数の者が触るような場所に触れた後、喫煙後や食事の前等に、頻繁に手洗いを実施する。 ・ 手洗いが状況では、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いて手指を消毒する。 ・ ・
咳エチケット	・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。 ・ ・
職場の清掃・消毒	・ 感染者が触れた可能性のある場所、感染者の飛沫が付着した可能性のある場所を最低1日1回は清掃する。 ・ ・
定期的なインフルエンザワクチンの接種	・ すべての従業員が、毎年、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。 ・ ・
個人防護具の使用	・ マスク、手袋、ゴーグル（またはフェイスマスク）を使用する。 ・ ・
	・ ・
	・ ・
	・ ・

《計画策定のポイント》

- ・ 上記以外の感染防止策を実施する場合は、余白に記入する。
- ・ 感染防止策の詳細については、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「序章 新型インフルエンザに関する基礎情報」を参照。

(2) 感染リスクの評価

業務における感染リスクは、以下のとおりである。

1) 処分業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
<u>施設の運転管理</u>	<u>1</u>	<u>II</u>	<u>他の従業員からの感染。</u>
<u>廃棄物の手選別</u>	<u>1</u>	<u>III</u>	<u>手選別ラインの他の従業員からの感染。</u>

※ 感染リスクは、「I 感染の可能性はほとんどない」、「II 感染リスクが若干ある」、「III 感染リスクがある」、「IV 感染リスクが高い」の4段階で評価。(以下、同じ)

2) 事務業務

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
<u>取引事業者等との連絡調整(電話)</u>	<u>5</u>	<u>I</u>	
<u>来客者との対応</u>	<u>0.5</u>	<u>III</u>	<u>来客からの感染。</u>
<u>従業員による会議(朝礼を含む)</u>	<u>1</u>	<u>III</u>	<u>他の従業員からの感染。</u>
<u>出張、営業(他社への訪問)</u>	<u>3</u>	<u>III</u>	<u>移動中、訪問先の従業員等からの感染。</u>

3) 就業時間外

業務の名称	頻度(回/日)	感染リスク	留意事項
<u>公共交通機関による通勤</u>	<u>2</u>	<u>III</u>	<u>同乗者からの接触時の感染。</u>
<u>その他、日常生活</u>	<u>二</u>	<u>III</u>	<u>同居者からの感染、外出先での他者からの感染。</u>

《計画策定のポイント》

- ・ 感染リスクの評価の目安（例）は以下を参考にする。

感染リスク	評価の目安（例）
Ⅳ 感染リスクが高い	・ 感染性廃棄物収集運搬業者など、医療機関において、新型インフルエンザの患者または患者と疑われる者との接触機会があり、対人距離の確保（2m 以上）は困難
Ⅲ 感染リスクがある	・ 他者（従業員や訪問者等）との接触機会があり、対人距離の確保（2m 以上）は困難
Ⅱ 感染リスクが若干ある	・ 他者との接触機会はあるが、対人距離の確保（2m 以上）が可能
Ⅰ 感染の可能性はほとんどない	・ 他者との接触機会がない

（出典）「職場を新型インフルエンザ A（H1N1）の感染から守るための 3 ステップ，産業医科大学」より一部改変

- ・ 感染リスクの評価に当たり、産業医や産業保健推進センター等、医療の知識を有する者に相談することが望ましい。
- ・ 感染リスクの評価は、新型インフルエンザ発生前に事前に実施しておくほか、実際に新型インフルエンザが発生し、病原性等の情報が明らかになった段階で、必要に応じて再度見直しを行う。

(3) 具体的な感染防止策

1) 処分

- ・ 処分に係る業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
<u>施設の運転管理</u>	<u>Ⅱ</u>	・ <u>作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用</u> ・ <u>作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</u> ・ <u>施設の定期的な清掃及び消毒の実施</u>
<u>廃棄物の手選別</u>	<u>Ⅲ</u>	・ <u>作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用</u> ・ <u>肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用</u> ・ <u>作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</u> ・ <u>施設の定期的な清掃及び消毒の実施</u>

2) 事務業務

- ・ 事務所における業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
<u>来客者との対応</u>	<u>Ⅲ</u>	・ <u>接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施）</u> ・ <u>訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）</u> ・ <u>訪問者の立入（場所、人数等）を制限</u> ・ <u>訪問者の氏名・住所の把握</u> ・ <u>訪問スペースへの手洗い場所の設置</u> ・ <u>窓口等でのガラス等の仕切りの設置</u> ・ <u>事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施</u>
<u>従業員による会議（朝礼を含む）</u>	<u>Ⅲ</u>	・ <u>マスク等の個人防護具の使用</u> ・ <u>会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）</u> ・ <u>事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施</u>
<u>出張、営業（他社への訪問）</u>	<u>Ⅲ</u>	・ <u>マスク等の個人防護具の使用</u> ・ <u>帰社時等、従業員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）</u> ・ <u>帰社時の手洗い及び手指消毒、うがいの実施</u> ・ <u>事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施</u>

3) 就業時間外

- ・ 就業時間外についても、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
<u>公共交通機関による通勤</u>	<u>Ⅲ</u>	・ <u>出勤前の体温測定（体温測定によりインフルエンザ様症状（38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない）</u> ・ <u>ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等）</u> ・ <u>通勤時のマスクの着用</u> ・ <u>出勤時等、従業員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止）</u> ・ <u>帰宅時の手洗い、うがいの徹底</u>
<u>その他、日常生活</u>	<u>Ⅲ</u>	・ <u>人混みや繁華街への不要不急な外出を控える</u> ・ <u>体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）</u>

《計画策定のポイント》

- ・ すべての業務（必要に応じて業務時間外も含む）について、感染リスクの評価を行う。
- ・ 「(2) 感染リスクの評価」で、「Ⅲ」、「Ⅱ」となった業務に関する具体的な感染防止策を記入する。
- ・ 他者との対人距離の確保や個人防護具の使用等、適切な「感染防止策」を講じることにより、「感染リスク」を低減することができる。

6. 事業継続に重要な要素の確保

(1) 人員の確保

廃棄物処理事業における現状の人員構成、業務の継続のために最低限必要な人員数、不足した場合の補充先に関する計画（人員計画）は以下により行うこととする。

1) 処分業務

業務名	担当部署	現状の人員	必要最小人員	補充先
焼却施設の運転管理、受入業務	〇△課	10	5	取引事業者（〇〇）からの補充
安定型産業廃棄物の破碎処理工程	〇△課	5	2	臨時雇用
安定型最終処分工程	◇◇課	3	1	補充しない
管理型最終処分工程	◇◇課	3	1	自社〇〇部門

※ 括弧内の数値は兼務を示す。（以下、同じ）

2) 事務業務

業務名	担当部署	現状の人員	必要最小人員	補充先
情報収集	△△課	0	1	
備蓄品の入手、在庫管理	△△課	0	1	
事業継続計画の策定	△△課	0	2	
取引事業者等との連絡調整	△△課	5	3	自社〇〇部門
外部来客者の対応	△△課	3	1	補充しない

《計画策定のポイント》

- ・ すべての業務について、最低限必要な人員数、不足した場合の補充先に関する計画（人員計画）を検討する。
- ・ 人員計画は、取引事業者や補助要員を含む業務運営体制について検討を行い、対策を講じる。
- ・ 重要業務を担当する従業員が感染しても代替要員が重要業務を継続することができる人員計画を検討する。
- ・ 営業部門や内勤の業務よりも処理の実務に携わる人員を優先的に確保する。
- ・ 必要に応じて、退職者や他部署への異動者等の経験者、臨時の従業員等の採用等を検討する。
- ・ 資格が必要な業務については、代行者によって業務が継続できるよう、あらかじめ有資格者を増やす等の対策を講じておく。

(2) 物資の確保

廃棄物処理事業の継続のために必要な物資の確保は以下により行う。

1) 処理の実務に必要な物資

物資	月間使用量	備蓄量※	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
軽油	___ kℓ	___ kℓ (0)	〇〇スタンド 0xx-xxxx-△△△△	〇△石油 0xx-xxxx-△△△△	(有)△サービス 0xx-xxxx-△△△△
灯油	___ m³	___ m³ (5)	同上	同上	同上
消石灰	___ m³	___ m³ (30)	(株)〇〇商事 0xx-xxxx-△△△△	△△商事(株) 0xx-xxxx-△△△△	(株)〇△化学 0xx-xxxx-△△△△
活性炭	___ m³	___ m³ (30)	同上	同上	同上
硫酸バンド	___ m³	___ m³ (30)	同上	同上	同上
アンモニア	___ m³	___ m³ (30)	同上	同上	同上
塩化カルシウム	___ m³	___ m³ (30)	同上	同上	同上
塩酸	___ m³	___ m³ (30)	同上	同上	同上
苛性ソーダ	___ m³	___ m³ (30)	同上	同上	同上

※ 括弧内の数値は、備蓄分の使用予定日数を示す。(以下、同じ)

2) 感染防止策に必要な物資

物資	使用量 (/人・日)	備蓄量※	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
サージカルマスク	1 枚	___ 枚 (0)	(株)〇〇商事 0xx-xxxx-△△△△	△△商事(株) 0xx-xxxx-△△△△	〇△販売(株) 0xx-xxxx-△△△△
手袋	5 枚	___ 枚 (30)	同上	同上	同上
ゴーグル	3 個	___ 個 (30)	同上	同上	同上
防護着	5 着	___ 着 (30)	同上	同上	同上
速乾性消毒用アルコール製剤	二	___ mℓ	同上	同上	同上
液体石鹼	二	___ mℓ	同上	同上	同上
医薬品	二	___ 錠	〇〇薬局 0xx-xxxx-△△△△	△△薬局 0xx-xxxx-△△△△	〇△薬局 0xx-xxxx-△△△△
体温計	二	___ 本	同上	同上	同上

※ 括弧内の数値は、備蓄分の使用予定日数を示す。(以下、同じ)

3) その他

物資	購入量	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
<u>在宅勤務用パソコン</u>	<u> </u> 台	<u>(株)□□通商</u> <u>0XX-XXXX-△△△△</u>	<u> </u>	<u> </u>
<u>食料品</u>	<u> </u> 個	<u>(有)△△商店</u> <u>0XX-XXXX-△△△△</u>	<u>〇〇スーパー</u> <u>0XX-XXXX-△△△△</u>	<u>〇△食品</u> <u>0XX-XXXX-△△△△</u>

※ 括弧内の数値は、備蓄分の使用予定日数を示す。(以下、同じ)

(3) 資金の確保

約2ヶ月にわたり必要となる運転資金をあらかじめ概算するとともに、その資金を確保するための以下の対策を検討する。

<資金の確保>

- ・2ヶ月の事業停止を想定した社内における資金の積立
- ・新型インフルエンザ発生時の融資面での対応について取引金融機関と相談
- ・国等による新型インフルエンザ発生時の金融支援対策に関する金融支援を受けることや損害保険等への加入を検討

《計画策定のポイント》

- ・ 「２．計画の前提条件」の「（４）本計画における被害想定」で想定した期間の運転資金について検討を行う。
- ・ 運転資金は、従業員の給与、建物や土地の賃借料、物資の購入費等、廃棄物処理事業の継続に必要な資金を対象とする。
- ・ 新型インフルエンザの発生に伴い事業の縮小や中止等を余儀なくされることにより、通常の営業収入が確保できなくなる等の売上・利益等の財務的影響（資金繰りの悪化）、資金繰り・資金調達や支払いなどの決済業務に混乱等が生じるおそれがあることを考慮した上で、資金の確保について検討する。
- ・ 新型インフルエンザの流行した場合の公的支援等については、以下に記載されている。

[参考：新型インフルエンザ A（H1N1）対策のための事業継続計画（中小企業庁）]

7. 重要な要素が不足した場合の対策

(1) 人員が不足した場合の対策（人員の調整）

人員が不足した場合には、以下の方法により人員を調整し、対応する。

<人員が不足した場合の対策>

- ① 未発生期、小康期 の対応（または欠勤率 %未満の対応）
 - ・ 平常時と同様に、廃棄物処理事業を継続する。
- ② 国内発生早期～感染拡大期、回復期 の対応（または欠勤率 %までの対応）
 - ・ 出勤者による残業、公休日出勤、社内への泊り込み等により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。
- ③ まん延期 の対応（または欠勤率 ~ %までの対応）
 - ・ 「6（1）人員の確保」に従って、他部署、取引事業者等からの人員の補充により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。
- ④ まん延期 の対応（欠勤率 %を超える場合の対応）
 - ・ 重要業務（優先順位が高い業務）を優先し、事業を継続するとともに、重要業務以外の業務（優先順位が低い業務）は、必要に応じて、事業の縮小、中止・中断する。（「7（3）重要業務の特定（業務の優先順位の決定）」による）
 - ・ 排出者に廃棄物の排出抑制や保管を呼び掛ける。

《計画策定のポイント》

- ・ 新型インフルエンザの発生段階、または従業員の欠勤率に応じて、人員計画を策定する。

(2) 物資が不足した場合の対策

物資が不足した場合には、以下により対応する。

＜物資が不足した場合の対策＞

- ・ 廃棄物処理事業の継続に必要な物資をあらかじめ備蓄しておく。
(「6 (2) 物資の確保」による)
- ・ 新型インフルエンザの流行時に不足することが予想される物資については、備蓄量を増やす。(「6 (2) 物資の確保」による)
- ・ 備蓄した物資が不足した場合に備えて、平常時の物資の購入先以外にも、当該物資が購入できるところを複数箇所、確保しておくことにより対応する。

(3) 重要業務の特定（業務の優先順位の決定）

1) 業務の優先順位別の整理

I 新たに発生する業務（新型インフルエンザ対策）

業務名	担当部署	開始時期	備考
情報収集	〇〇課	未発生期	海外発生期以降、情報収集を強化
備蓄品の入手、在庫管理	〇〇課	未発生期	海外発生期の段階で備蓄品の追加購入
事業継続計画の策定	〇〇課	未発生期	小康期に計画の見直し

II 通常通り継続する業務

業務名	担当部署	時期	備考（継続時に講じる対策等）
医療機関やライフライン事業者が排出する廃棄物の処分	▲▲課	すべての時期	感染防止策、人員の補充
取引量が多い排出事業者の事業継続に伴い排出される廃棄物の処分	▲▲課	すべての時期	感染防止策、人員の補充

III 縮小して継続する業務

業務名	担当部署	縮小時期	備考（縮小の内容）
焼却工程	▲▲課	感染拡大期～まん延期	・ 24 時間運転から 8 時間運転に変更 ・ II の排出事業者の廃棄物を優先して処分 ・ II 以外の排出事業者には排出抑制、保管を要請
管理型最終処分工程	◇◇課	感染拡大期～まん延期	・ II の排出事業者の廃棄物、自社の焼却灰を優先して処分 ・ II 以外の排出事業者には排出抑制、保管を要請
医療機関、ライフライン事業者以外の事業者、取引量の少ない事業者の廃棄物の処分	▲▲課	感染拡大期～まん延期	排出事業者に排出抑制、保管を要請

IV 中止、中断する業務

業務名	担当部署	中止・中断時期	備考
<u>排出事業者が中止・中断した事業から排出される廃棄物の処分</u>	<u>▲▲課</u>	<u>まん延期</u>	<u>排出事業者の決定による</u>
<u>安定型産業廃棄物の破砕処理工程</u>	<u>▲▲課</u>	<u>まん延期</u>	<u>排出事業者に排出抑制、保管を要請</u>
<u>安定型最終処分工程</u>	<u>◇◇課</u>	<u>まん延期</u>	<u>排出事業者に排出抑制、保管を要請</u>

2) 発生段階（または欠勤率）別の整理

発生段階または欠勤率 業務名・担当部署	業務の 優先度	前段階（未 発生期）	第一段階（海外 発生期）	第二段階（国内 発生早期）	第三段階						第四段階（小 康期）	備考
					感染拡大期		まん延期		回復期			
		欠勤率 0～ %			欠勤率 ～ %		欠勤率 %以上		欠勤率 ～ %	欠勤率 0～ %		
情報収集(〇〇課)	I	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (情報収集の強化)	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	→→→→	→→→→	
備蓄品の入手、在庫管理(〇〇 課)	I	→→→→ (在庫管理)	⇒⇒⇒⇒ (備蓄品の追加購 入)	→→→→ (在庫管理、必要に 応じて追加購入)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	
事業継続計画の策定(△△課)	I	⇒⇒⇒⇒ (計画策定)	→→→→ (計画の実施)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	→→→→ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (計画見直し)	
医療機関、ライフライン事業者 が排出する廃棄物の処分(▲ ▲課)	II	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策、人員の 補充)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
取引量が多い排出事業者の事 業継続に伴い排出される廃棄 物の処分(▲▲課)	II	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策、人員の 補充)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
焼却工程(▲▲課)	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→→ (運転時間の変更(24h から 8h)、IIの排出事業者の廃棄物 を優先して処分、II以外の排 出事業者には排出抑制、保管 を要請)	→→→→→ (同左)	→→→→→ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
管理型最終処分工程(◇◇課)	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→→ (IIの排出事業者の廃棄物・ 自社の焼却灰を優先して処 分、II以外の排出事業者には 排出抑制、保管を要請)	→→→→→ (同左)	→→→→→ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
医療機関、ライフライン事業者 以外の事業者、取引量の少な い事業者の廃棄物の処分(▲ ▲課)	III	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→→ (排出事業者に排出抑制、保 管を要請)	→→→→→ (同左)	→→→→→ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
排出事業者が中止・中断した事 業から排出される廃棄物の処 分(▲▲課)	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	中止・中断 (排出事業者の決定 による)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
安定型産業廃棄物の破碎処理 工程(▲▲課)	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	中止・中断 (排出事業者に排出 抑制、保管を要請)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	
安定型最終処分工程(◇◇課)	IV	→→→→	→→→→	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	中止・中断 (排出事業者に排出 抑制、保管を要請)	⇒⇒⇒⇒ (感染防止策)	⇒⇒⇒⇒ (同左)	→→→→	

※ I：新たに発生する業務（新型インフルエンザ対策）、II：通常通り継続する業務、III：縮小して継続する業務、IV：中止、中断する業務
→：業務の実施、⇒：業務実施の強化、→→：業務の一部実施

- 《計画策定のポイント》
- すべての業務について、業務の優先順位を検討する。

業務の優先順位について検討した結果を1) または2) の表に記載する。

重要業務の特定（業務の優先順位の決定）に当たり、以下の事項を考慮する。

国内流行期における排出者の事業継続等の状況を考慮し、医療機関から排出される感染性廃棄物等、国内流行期においても排出され続ける廃棄物の処理を優先する。

安定型産業廃棄物よりも腐敗等の変質が生じやすい管理型産業廃棄物の処理を優先する。

営業部門や内勤の業務よりも処理の実務を優先する。

業務の縮小、中止・中断の時期については、新型インフルエンザの発生段階を目安とする方法と従業員の欠勤率を目安とする方法が考えられる。

(4) 資金が不足した場合の対策

廃棄物処理事業の継続に必要な資金が不足した場合には、「6. 事業継続に重要な要素の確保」の「(3) 資金の確保」であらかじめ準備した対策により資金を調達する。

8. 新型インフルエンザ発生後の対応

新型インフルエンザ発生後は上記で定めた計画に従って、対策を講じるほか、従業員が新型インフルエンザに罹患した場合に、以下により対応する。

＜従業員に感染者が発生した場合の対応＞

- ・ 事業所で従業員が発症した場合、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、発熱相談センターに連絡する。
- ・ 感染者の同居者や個人防護具を着用せずに感染者と接触した従業員についても、体温測定等、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状を生じた場合には、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対処を行う。
- ・ 就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、上記と同様に対応するとともに、その状況を部門長に報告する。

《計画策定のポイント》

- ・ 業務時間中、就業時間外それぞれについて、従業員またはその家族に感染者が発生した場合の対応に関する具体的な手順を決めておく。
- ・ 従業員やその家族が罹患した場合の休業について、休業の日数や休暇の取り扱い等をあらかじめ明確にしておく。

9. 教育・訓練

新型インフルエンザに関する正しい知識や、事業継続計画を円滑に実行するための教育・訓練を定期的実施する。

<教育・訓練の記録>

年月日	対象者	教育・訓練の内容
〇〇年〇月〇日	全従業員	・ <u>新型インフルエンザに関する基礎情報（病原性、感染経路、感染予防策等）の周知</u> ・ <u>個人防護具の習熟訓練</u>
〇〇年〇月〇日	全従業員	・ <u>従業員に感染者が発生した場合の対応訓練</u>
△△年△月△日	〇〇課、△△課	・ <u>重要業務の担当者等が発症した場合を想定した代理者による重要業務継続の模擬訓練</u>
___年___月___日		・ ・
___年___月___日		・ ・

《計画策定のポイント》

新型インフルエンザ対策に関する各種資料が掲載されたホームページについては、巻末の「参考 新型インフルエンザに関する参考情報」を参照。これらのホームページに掲載された資料は、従業員等への教育・訓練等に活用が可能であると考えられる。

10. 点検・是正

本計画は必要に応じて、点検、是正し、適切な対策を講じる。

<改定記録>

年月日	改定の内容
〇〇年〇月〇日	・ <u>事業継続計画の新規策定</u>
〇〇年◇月◇日	・ <u>〇〇県新型コロナウイルス対策行動計画の改定版との整合を図るために「感染予防策」、「情報収集体制」を見直し</u>
△△年△月△日	・ <u>取引先の排出事業者の事業継続計画策定に伴う協議の結果を踏まえ、「業務の優先順位」を見直し</u>
___年___月___日	・
___年___月___日	・

《計画策定のポイント》

点検・是正の実施が必要な場合の例は以下のとおりである。

- ・ 監督官庁や保健所等との相談結果や、取引先との協議結果等への対応
- ・ 訓練や運用に伴い、対応上の課題が明らかになった場合
- ・ 感染防止策等に関して新たな知見を入手した場合
- ・ 国、自治体による新型コロナウイルスに関する計画等の見直しや新たなガイドライン等の策定が行われた場合